

# 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

昭和22年4月7日 公布

昭和22年9月1日 施行

## （中間搾取の排除）

**第6条** 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

## 第13章 罰則

**第118条** 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の二の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。